

## 1. 女性の参画拡大と男性の育児休業取得促進

市職場における管理監督職の女性職員の割合は毎年微増し、令和5年度は22.8%ですが、更に積極的な登用が必要です。また、男性職員の育児休業取得率は令和4年度に51.4%となり半数を超える取得率となりましたが十分とは言えず、女性の参画が進まない要因の一つと考えられます。

令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートでは、62.5%の人が「職場において男性が優遇されている(どちらかといえば男性が優遇されているを含む)」と答えています。

男女が対等の立場で共に参画し、男女双方の意見が反映されるよう、今後も市職場における管理監督職への女性職員の登用、男性職員の育児休業取得促進に向けた取り組みを市が率先して進めていただきたい。

## 2. 男女ともに「仕事と育児の両立できる社会」の推進

令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートでは、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の割合は70.6%でした。一方、社会全体における男女の地位の平等感では、「平等になっている」と答えた人の割合は18.7%であり、意識改革はある程度進んでいるものの、具体的な平等感には結びついていないという実態があります。

また、令和4年度総務省労働力調査結果(全国結果)によると、女性の正規雇用者の割合は46.6%、非正規雇用者の割合は53.4%でした。低賃金で雇用が不安定になりやすい非正規雇用者の割合が高い結果が見られました。

男女ともに「仕事と育児の両立できる社会」の実現に向けては、一人ひとりが、固定的性別役割分担に捉われないことの理解を深めることが肝要であり、市民に対して男性の家事・育児への参加に関する意識啓発や、企業に対して女性の積極的な登用を促し、誰もが活躍できる社会へ推進していただきたい。

### 3. 誰もが安心して暮らせるための支援

誰もが安心して暮らせるためには、ひとり親家庭や性的少数者、高齢者などへの支援を充実させることが大切です。

市ではひとり親家庭等の生活の安定と向上、自立の促進を図るため「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画（第4次）」を策定しています。計画に基づき、ひとり親家庭への支援を充実させることが大切です。特に、ひとり親家庭の中で見落とされやすい父子家庭や、ヤングケアラーの問題にも留意し、誰もが取り残されることが無いように計画の推進をしていただきたいと思います。

また、多様な性のあり方について、令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートでは、性的少数者について、言葉も意味も「知っている」と答えた人が82.1%であり、ある程度周知は進んでいます。多様な性のあり方、家族のあり方への理解をより増進するために引き続き啓発を図るとともに、パートナーシップ・ファミリーシップ制度及びそれらの都市間連携制度についてより一層の周知に努めていただきたいと思います。

更に、高齢者の人口や単独世帯の割合は年々増加し、今後も増えていくと考えられますが、高齢者が地域で安心して暮らしていけるように、常に最新の状況を把握しながら高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進について、取り組んでいただきたいと思います。

### 4. 地域の防災力向上への取組

「船橋市地域防災計画」では、災害時における避難所運営体制について、男女双方の視点に配慮した避難所運営を行う必要があるとしています。また、避難所運営委員会や各避難所の運営マニュアルの作成の際には、地域の女性が参加することが望ましいとしており、避難所運営体制の整備において、検討段階から女性の参画を促し、女性リーダーの育成に努めるものとしています。

それらを実現するため、地域の防災組織等で積極的に活動できる女性防災リーダーの養成について、一層の推進をお願いします。また、女性をはじめ、多様な年代や環境にある方々が地域防災に関わることの重要性を地域防災リーダー及び町会・自治会に啓発していただきたいと思います。

## 5. 暴力の予防と根絶のための基盤づくり

内閣府の調査（※）では、女性の約4人に1人、男性の約5人に1人が配偶者からDV被害を受けたことがあると回答しており、女性のみならず男性にも被害者はいます。しかしながら、令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートによると、DVに関する相談窓口が市役所にあることの周知度は63.0%であり、広く周知されている状況とは言えず、相談やその後の支援にたどり着いていない被害者がいると懸念されます。

DV被害を受けている方々への被害者支援情報の周知や、被害者を生まないための予防啓発をこれまで以上に行っていただきたい。また、DVは家庭内のみならず、デートDVとして中学生や高校生の交際でも被害が生じます。10代からデートDVについての知識を持ってもらうため、関係機関と連携、協力を図りながら、周知啓発にあたっていただきたい。

※内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和3年）

## 6. 子育てや介護を仕事と両立できる環境づくり

女性も男性も働くことを希望する人全員が、仕事と子育て・介護との二者択一を迫られることなく働き続け、職業生活と家庭生活の両立を図りながらその能力を十分に発揮できることが重要です。このため、出産や育児、介護を機に離職をせずに就業を継続できるための更なる環境づくりが求められています。

実態として女性が多く担っている保育や介護の負担を軽減するためには外部サービスの充実が必要であり、保育園や介護施設の職員増員や給与処遇改善に努めるとともに、待機者解消にむけて保育園や介護施設の増設を進めていただきたい。

また、保育園の入所申し込みのオンライン手続きを導入したことについて周知を行い、多くの保護者の負担軽減に努めるなど、子育てしやすいまちを目指していただきたい。

## 7. 男女共同参画社会の実現に向けた周知啓発の推進

令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートでは、男女の地位の平等感について、社会全体として男女が「平等になっている」と答えた人の割合が18.7%、職場の中では25.5%、しきたりや慣習では21.7%で平等感が低い結果となっています。

男性にとっても主たる稼ぎ手であるべきという固定観念にとらわれずに家庭や地域など生活の場に積極的に関わることができ、男女が共に生きがいのある毎日を送れる男女共同参画社会を実現する必要があります。固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進について、男女共に理解を深めるとともに平等感を高められるよう、啓発活動に努めていただきたい。

また、令和4年度男女共同参画計画事業評価報告書から新たに概要版を作成し、事業実績の中から男女共同参画推進委員会で委員に特に評価された事業を掲載する試みを始めました。この概要版を活用し、市の男女共同参画に係る取り組みを市民に周知していただきたい。

## 8. 相談支援事業の体制の充実

市は、市民が抱える様々な問題や悩みに対して各種の相談体制を整えており、市民の安心な暮らしを支えています。

令和3年度と令和4年度の相談件数を比較すると、母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の相談では8,377件から9,002件、女性相談室による女性相談は新規の相談件数が602件から622件に増加しています。また、心理発達相談員等による子どもの発達に関する相談件数は9,629件から9,973件となり、待機日数の縮減が課題となっています。

相談件数の増加や多様な相談へのニーズが高まる中、速やかな解決と適切な支援ができるよう、相談員及び支援員の適正な配置に努めるなど、より充実した相談体制の整備を進めていただきたい。